

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	①・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・②・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c

評価所見

市で統一された保育理念・基本方針が明文化され、「保育園要覧」「保育園のしおり」等で基本事項として周知されている。園独自に作成した「保育目標図」が事務室や各教室に掲示され、常に職員が確認できるようになっている。またそれに基づき、年度切換え時には職員によって年間の振り返りと、園の年間目標を策定する取り組みを実施している。保護者に対しては、保護者会等で資料を配布したうえ簡単な説明を行うにとどまっている。保育理念や保育方針を説明した資料を地域の住民、関係機関までは配布していないため、来年度以降、公民館等に配布している「子育てだより」に掲載して周知を図ることなどを検討している。

金子みすずの「みんな違ってみんないい」という言葉が引用された「保育目標図」には、「自己肯定感が持てる子」という保育目標と、年齢ごとの目標が示され、職員が目標達成に取り組んでいる。気になる子ども一人ひとりの様子を報告し話し合ったりするなど、職員間で情報の共有が図られ日々の保育に反映されている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・②・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c

評価所見

健康管理・保健について作成した「年間保健計画」に基づき、朝夕の送迎時に保護者と綿密に連絡を取り合うなどして、子ども一人ひとりの日々の健康状態や予防接種の状況把握等に努めている。連絡事項は早・遅番ノートへ記録し、朝のミーティングを通して全職員へ周知し保育に反映させている。

年間指導計画の中に、園独自の食育カリキュラムを盛り込み、年齢に応じて食に関する豊かな経験が出来るよう取り組んでいる。給食室前には手製の食育ボードがあり、その日に使われる食材一つひとつについて、体をつくるもの・力のもとになるもの・体の調子を良くするもの等に分類し、食べ物と体のしくみについての関心を高めるような働きかけが行われている。

また、市の栄養士・園長・調理員等による給食会議を毎月設け、喫食状況（食べる量や残食量、好き嫌いなど）や子どもの食事の様子をもとに、翌月の献立作成に反映させる仕組みが構築されている。調理員は、保育士と日々連絡を取り合うなどしているが、更に、子どもの食事の様子を見に行ったり話を聞いたりする機会を積極的に設けるなどして、子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した食事の提供が望まれる。

健康診断・歯科健診・眼科検診の結果については、保護者や職員に伝達すると共に児童票やクラス別健康診断記録表に記載し、日々の保育に十分反映できるよう配慮されている。また、歯科衛生士による年長児を対象にした6歳臼歯の話や歯の磨き方の指導を開催し、虫歯の予防に努めている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

「みんな違ってみんないい」を保育目標に掲げ、子ども一人ひとりの生活の様子・発達状況や特性・家庭状況等について丁寧に観察し、定期的に行われる職員会議の場で個別対応を話し合い、共通理解したうえで個々に応じた働きかけや援助に努めている。

発達に支援を要する子どもの保育については、子ども発達支援アドバイザーや医療機関等と連携し、助言を受けながら実施している。また、クラス集団の中で子ども同士が関わり合い共に成長出来るような保育を実施すると共に、園独自の取り組みとして、一日の中で、支援児だけの小集団で過ごす時間を設け手厚く支援するための保育スタイルをとり、自信をもって意欲的に園生活を楽しめるような環境が整えられている。

長時間保育の利用数は少ないが、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりが思い思いの遊びや過ごし方が出来るように、ゆったりとした環境が整えられている。

他市町村への転出の場合はマニュアルに沿って必要な情報を提供している。また、市内の保育園への転園の場合には児童票の内容の引継ぎをし、子どもの保育に連続性を持たせている。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c

II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・Ⓑ・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育課程は子どもの発達過程を踏まえ、心身の発達や家庭及び地域の実態に即し、市立保育園全体で統一した内容のものとして作成されている。

また、子どもやその保護者の身体状況や生活状況等を把握し、市の様式に基づいて計画的にアセスメントし記録されている。

指導計画は保育課程に基づき長期的かつ短期的に作成されている。また、3歳未満児や発達支援児については、一人ひとりの育ちに着目した個別計画が作成され、短期的な指導計画や個別計画については月末会議に於いて、中長期的な計画については年度末に反省・評価が行われている。

提供する保育についての標準的な実施方法が組織として文書化され、各クラスで保管し活用している。見直しについては、必要に応じて実施してきているが、更に、職員が一定以上の保育の水準を保ち共通の認識を持って保育に当たれるよう、子どもの年齢に応じた保育の方法・保育士の関わり・配慮事項等について検証していくことが期待される。

子ども一人ひとりの発達状況・保育目標・生活状況等の経過が記録要領に基づいて児童票や個別計画表に記載され、職員会議やケース会議の場で職員間の情報共有が図られている。

子どもに関する記録の管理については、市の規定に基づき適正に行われているが、今後、個人情報保護や開示について保護者に丁寧に説明するなどの取り組みが求められる。

子どもやその保護者の状況等に関する情報や支援のあり方については、定期的（月末）に開催されるケース会議において個別に検討され共有を図っているところだが、短時間勤務や他職種の職員を含めた全職員への周知と言う点では取り組みが弱いと感ぜられる。全職員が情報を組織として共有し、日々の保育や支援にあたるよう積極的な取り組みを期待する。

乳児保育のための環境は日々の消毒を励行し衛生的に保たれている。また、広く明るい保育室で一人ひとりがゆったりと安心して過ごせるよう整備され、家庭的な雰囲気が窺える。喃語や身ぶり・片言などで保育士と関わろうとしている子ども達に対し、その気持ちをしっかり受け止め言葉にして丁寧に繰り返し応える姿が見られた。離乳期や個々の子どもの摂食状況については、保護者との連携を密にとりながら進めている。

1・2歳児の保育においては、感染症対策として消毒の励行と、連絡帳や保護者との送迎時のやりとりをもとに、子ども達の日常の心身状態の把握に努めるなど保健的な配慮がされている。また、探索活動や自発的な活動が十分出来るように、床にはソフトマットを敷いたり部屋を広く使えるよう机の収納に工夫したりする等、一人ひとりが安全に過ごせるような環境整備に努めている。生活の一つひとつの場面において、自分でしようとする気持ちを尊重しながら基本的な生活習慣が次第に身に着くような関わり方をしている。

3歳以上児の保育においては、一日の流れや活動内容を絵カードや文字でわかり易く知らせるなど、基本的な生活習慣が身につく主体的に園生活が楽しめる様な工夫が窺える。年齢ごとに、集団生活の中で安定して遊んだり、自己発揮できたり、友だちと協力し合って活動できるような環境が整えられている。

年間指導計画の中に就学を見通した取り組みが記載され、子ども達の就学への期待が高まり自信を持って生活や遊びを展開できるような取り組みが行われている。年長児担任と小学校教員とは、保育園や小学校で互いに二日間ずつ体験研修を行い、意見を交流する機会があり、保育園では、就学までに具体的にいろいろなことを身につけられるよう保育の中で活かしている。また、就学間近には、地域の交通指導員による年長児親子の交通安全教室が開催され、実際に通学路の信号を利用して安全に道路を渡る機会も設けられている。保護者に対しても、就学前健康診断後に、小学校以降の子ども達の生活について見通しを持てる様、個別の相談に応じている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

全館に床暖房が整備された木造の建物で、天井の広い窓から入る自然採光により、廊下や北向きの遊戯室等も明るい。トイレや手洗い場は清潔に保たれ安全で使いやすい。また、各部屋の開閉ドアには、指を挟まないような安全対策がとられている。各保育室内には、クラスの危険箇所マップが掲示されており、保育士は子ども達が安全で快適に過ごせるよう常に心掛けている。午睡前には、保育士が一人ひとりの子どもをしっかりと抱きしめ、心の安定を図り愛着関係の構築に努めている。

園庭の放射能除染後は、戸外遊びの時間が確保され、毎日体操集会を実施するなど体を存分に使って活動できる環境が整った。年長児クラスは年に3~4回定期的にボランティアによるサッカー教室に参加し、ルールを身につけながら体を動かして遊ぶ機会があるほか、登園後の時間を

利用し、年長児クラスに加えて4歳児クラスも年度後半から、体幹を整えるために廊下の雑巾がけを取り入れている。また、子どもの気持ちを大切にしながら年齢に応じ基本的な生活習慣の定着が図られている。

朝夕の自由遊びや行事等を通して、異年齢児との交流が自然な形で行われているほか、意図して異年齢児で3グループを設定し、ふれあい遊び（ゲームや手遊び等）を週一回実施している。その中で保育士や子ども同士がスキンシップをはかりながら主体的に活動できるよう働きかけている。

那須塩原市の保育園ガイドブックにも紹介されているように、たかはやし保育園は那須連山の麓にあり、四季折々の移り変わりを楽しめる豊かな自然環境に恵まれている。散歩に出掛けては地域の人々や公民館の職員などと挨拶や話をしたり、牧場の山羊に触れたり、自然や身近な人々とかかわれる機会が多く設けられている。最寄りの公民館の高齢者学級と園児との交流を保育園でしたり、年長児はデイサービス施設の訪問をする機会がある。また、黒磯地区の伝統行事として古くから「巻狩り太鼓」があるが、年長児になると樽太鼓演奏を保育の中に取り入れ、運動会や発表会の席で披露している。

絵本や紙芝居の読み聞かせは、全クラスで毎日行なわれている。また、保育室などには自然な形で文字が取り入れられていたりする。隔月に発行されるクラスだよりにはクラス毎に保育士が選んだおすすめ絵本が2～3冊紹介されている。毎週木曜日は絵本の貸出日となっており、親子で好きな絵本を選び、家庭でスキンシップをとりながら絵本を読んでもらえるよう積極的に働きかけている。また、年齢に応じて歌・楽器遊び・遊戯・制作などを楽しむ環境が整備されている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

評価所見

各クラスに保護者が1名ずつ保育に参加し、直接子どもとふれあうことで園での様子を直に感じられる「保育参加（保育士体験）」の機会を設けており、その中で食材の栄養を教えながら子どもと一緒に給食をとる取り組みを実施している。サンプルの掲示はしていないが、人気の高い献立のレシピを給食だよりに掲載するとともに、保護者からの要望に応じたレシピの提供も行っている。

朝夕の送迎時には、保護者の都合に合わせてできるだけ話をする時間を多く持つよう個別に時間帯を工夫するなど、日々のやりとりの中で信頼関係が深まるよう努めている。保育士でのいねいなやりとりが見受けられる。

保育参加は実施期間を長く設け、より多くの保護者が参加できるようにしており、保育園での子どもの様子を知ってもらうよい機会になっている。

子どもの虐待への対応については、園長をはじめ全職員が子どもの心身の状態を観察し記録に残したり、保護者からの話を聞いたりして早期発見および虐待防止に努めている。また、虐待に関するマニュアルが整備されており、虐待が疑われる場合には子育て相談センターに連絡するなど必要な対応の手順が職員に周知され、連絡体制が整備されている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	①・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	①・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・②・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c

評価所見

毎年秋に開催される地区の公民館まつりに、絵や折り紙など子ども達の作品を出展している。また、デイサービス施設への訪問や高齢者学級による保育園訪問などによって地域の高齢者との交流が実施されている。市立中学校の職場体験（マイチャレンジ）を毎年受け入れるとともに、隣接する中学校の家庭科授業の一環として保育園訪問が行われ、制作したバッジをもらったり、手作り絵本の読み聞かせなどを行ったりしている。子どもと地域との交流を広げる園独自の活動が様々に取り組みされており、子どもの社会体験の場を広げ、社会性を育てる上で効果を上げている。

子育てサロンが併設され、専任の担当者が対応している。部屋は建物の東端に位置し、入口が別に設けられているなど、利用しやすい配慮がなされている。サロンでは訪れた保護者からの相談に応じるとともに、保護者同士がお互いの経験を話し合う場としても活用されている。また、「子育てだより」が毎月発行され、熱中症など季節ごとの健康に関する留意事項とともに、子どもの発達に合わせた絵本の紹介なども掲載されている。サロン利用者に園庭を開放し、園児との交流も行われている。

年1回、保育参観に合わせて保護者会と共催で講演会が開催されている。保育所は地域の子育て家庭への支援のために事業所の有する機能を地域に還元することも求められており、今後、このような講演会に地域へ参加を呼びかけることについても検討してほしい。

医療機関・子育て相談センターや児童相談所などの相談機関・警察・消防など必要な機関・団体のリストが作成されている。子どもの発達状況に応じて、保護者に対して子育て相談センターを紹介するなど連携を図っている。

ボランティアの受入れについては、担当者を設けて対応しており、中学2年生のマイチャレンジや中高生のサマーボランティアなどを受け入れている。園独自のボランティア受入れマニュアルまでは作成していないため、今後幅広いボランティアの受入れを進めていく上で、マニュアル作成等を通じて、ボランティアの意義や方針などについてより一層職員への周知が図られることを期待したい。

市の子ども課や保育園で配布している「保育園ガイドブック」には、園が大切にしていることや自然豊かな環境等について、わかりやすい文章で園の紹介がされている。利用希望がある際は、この「保育園ガイドブック」やホームページから情報を取得できるようになっている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	①・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

評価所見

様々な事態を想定した危機管理マニュアルが整備されており、職員が実地に確認して各部屋危険箇所マップを作成するなど、子どもの安全確保のための体制が整備されている。防犯訓練・避難訓練・交通安全訓練指導などの各種年間計画を策定し実施しており、子どもの安全管理のための取り組みを積極的に行っている。職員の緊急連絡網を作成しており、利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。

事故防止のための点検は、遊具点検・建物点検・事故災害防止点検表を用いて定期的を実施されている。その際、気付いた点を表に書き込む方法がとられている。また、新たにヒヤリハット事例の収集・分析のための様式を作成したので、今後積極的な活用を期待する。

食物アレルギー疾患等をもつ子どもに対してはマニュアルに沿って対応し、医師の指示を受け、除去食の提供等について適切に対応している。また、子どもの状況の変化についても随時保護者に連絡・確認を行っている。

市で統一した給食調理衛生管理マニュアルが作成されており、マニュアルに基づいて水周り等は常に清潔に保たれている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・②・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・②・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・②・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・②・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・②・c

IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

毎年、前年度の評価・反省を踏まえて園独自のアクションプログラムを策定するとともに、年度末にクラス単位で「保育園評価票」に評点をつけるなど、保育の質について定期的に自己評価を行う体制が整備されている。保育士、調理員、用務員の全職員が半期ごとに自己評価を行う仕組みが定着しており、個々の反省を踏まえた保育の改善が図られている。

平成 26 年度のアクションプログラムでは『「みんな違ってみんないい」を目指す保育」「保育士の資質向上や専門性の向上」を年度目標として掲げている。園全体の自己評価を踏まえた改善課題について、職員参加により改善策を講じるという点では、組織として取り組むべき具体的な課題や改善策について、必ずしも職員間で明確な内容として共有しきれていない様子も窺われるため、改善の仕組みが機能しているかどうか、検証してほしい。

市の保育園整備計画の下に、必要な人材や人員体制に関するプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。市の正規職員について人事考課の仕組みが整備されているものの、臨時職員、パート職員は対象外である。園として個々の職員の仕事ぶりを評価し、その結果をフィードバックすることにより、個々職員の意欲を喚起し、職場全体を活性化させる取り組みの強化が期待される。

職員の有給休暇消化状況や時間外勤務時間数などを常に把握し、年 2 回管理者が職員全員と個人面談を行うなど、職員の就業状況や意向の把握に努めているものの、職員アンケートでは意向把握や改善が十分でないと感じている職員も一定数見られるので、今後は把握された意向・意見について分析、検討し、職場の改善にいかす仕組みの構築が期待される。

市のアクションプログラムには「保育士等研修の充実」が掲げられ、職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。職員が参加した外部研修会の内容については、全職員で事前に研修資料を回覧したうえで職員会議で伝達研修を行い、共有する仕組みがつけられている。

市では公務員としての知識を身につけるために個人ごとの研修計画を策定し、職員の資質向上を図っているものの、職員一人ひとりを対象とした保育の専門研修計画までは策定していない。保育士不足の中で経験の浅い保育士等も増える傾向にあり、職員研修をさらに充実させ、職員の資質向上を図る取り組みが重要となっている。

平成 26 年度の園独自のアクションプログラムでも園内・園外研修の充実が課題として掲げられており、園として研修に力を入れているものの、外部研修が集中する時期には体制上参加を制限せざるを得ない状況もあり、計画的な教育・研修の実施という点では課題も見受けられた。今後は、一人ひとりの職員の持つ技量等を評価して個別的な研修計画を策定し、成果の評価・分析を行って次の研修計画の内容に反映させる取り組みの強化が期待される。

実習生の受入れマニュアルを整備し、その中で意義・方針を明文化しており、実習生の受入れと育成について体制を整備している。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c

IV-22	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
IV-23	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・(b)・c
IV-24	子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
IV-25	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
IV-26	施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32	外部監査が実施されている。	a・b・(c)
IV-33	保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・(b)・c

評価所見

市の次世代育成支援対策行動計画、保育園整備計画、行政予算管理の下に中・長期計画、収支計画が策定されており、中・長期計画の内容を反映した園の事業計画が策定され、各計画は、職員参画のもとで策定、評価・見直しが行われている。

園独自の「保育目標」をわかりやすく絵で表現した印刷物を作成しており、職員、保護者等に配布している。「みんな違ってみんないい」をキャッチフレーズに、自己肯定感を持てる子を育てること、その一環として発達支援児への手厚い保育に取り組んでいるものの、保護者の間で保育の方針や意図について必ずしも相互理解が得られていない面も窺われた。家庭との適切な連携を図り、保育を行っていくためには、保護者が保育の方針や意図について理解することが望まれる。どのような意図で日々の保育や環境づくりが行われているかなどについて、様々な機会をとらえ保護者が理解しやすい情報や形で伝えていく取り組みの強化が期待される。

行事ごとに保護者アンケートを実施し、保護者の意向を把握して、問題指摘を受けた場合には分析・検討して保育の改善にいかす取り組みが行われている。園として伝えたいことが伝わりきらず、一部には誤解を生じることもあるため、園として利用者満足に対する姿勢を伝え、意見や要望に対してどのように検討し、対応しているか等について理解を得るための取り組みの強化が期待される。

園では、保護者からの相談等を常に聞けるよう努めており、実際に育児以外の家庭での悩み事も含めてよろず相談を受けている。一方で、園が保護者からいつでも相談を受け、複数の相談方法を選べることを分かりやすく説明した文書までは作成しておらず、園の相談等に対する姿勢をより積極的に保護者に伝えるための取り組みがやや弱いので、園だより等へ掲載や伝わりやすい場所への文書掲示等、さらなる工夫が期待される。

子ども・保護者のプライバシー保護については、守秘義務マニュアルを整備し、会議で職員に周知しているものの、全職員への周知徹底を図る上で、改めて園内研修の機会を設けるなど取り組みを強めてほしい。

毎年、保護者に対して苦情解決制度に関する説明文書を配布するなど、苦情解決の仕組みは整備されており、苦情内容と解決結果等については記録に残し、申し出た保護者に対応内容等をフィードバックするなど、適切に対処する仕組みは機能している。

園長の役割と責任は職務分担表に明文化し、職員会議等で表明されており、職員に理解されるよう積極的に取り組まれている。また、園長は研修参加等を通じて、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。園長は、保育の質の向上に対して意欲を持ち、アクションプログラムの実施等を通じて、組織的な取り組みに努めている。

県保育協議会や園長会議等を通じて保育に対する需要動向や園の位置する地域の特徴が把握されており、事業経営を取り巻く環境を的確に把握するための仕組みが確立されている。コストや在園児の推移等の分析や予算執行状況等を定期的に職員に周知し、改善のための取り組みを職場全体で行っている。

外部監査という形式ではないものの、市全体として地方自治法に定められた監査委員（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。

保護者から意見や提案を受けた場合には、職員会議等で十分検討し、保育の改善等につながるよう努めているものの、保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルまでは作成していない。今後は、保護者からの意見等に対して積極的に対応していることについて、周知と理解の浸透を図る取り組みが期待される。